

## 旭川市の高等教育を考える会議設置要綱

## (設置)

第1条 旭川市の高等教育の将来像について、専門的な視点から検討を進めるため旭川市の高等教育を考える会議（以下「会議」という。）を設置する。

## (組織)

第2条 会議は、11人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が選任する。

- (1) 高等教育機関関係者
- (2) 経済関係者
- (3) 高等学校関係者
- (4) その他市長が特に必要であると認めた者

3 委員の任期は、会議への出席を依頼した日から、会議が解散するまでの期間とする。

## (会議の役割)

第3条 会議は、次の事項について議論し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 高等教育の在り方
- (2) 大学新設について
- (3) その他高等教育に関すること

## (委員長及び副委員長)

第4条 会議に委員長及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長は委員の互選により、副委員長は委員のうちから委員長が指名してこれを定める。
- 3 委員長は、会議の議長となり、会議を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議等)

第5条 会議は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

2 会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

## (報償)

第6条 委員への謝礼は、会議1回につき2,000円とし、会議開催ごとに支払うものとする。

## (庶務)

第7条 会議の庶務は、総合政策部政策調整課において行う。

## (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。